

書類3 借入金の年末残高証明書

東海労金から郵送

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏 名	芳金 太郎 様	
住宅借入金等の内訳		1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	子定額 29,333,333 円	
	当初金額	平成26年 4月 23日 30,000,000 円	
償還期間又は賦払期間		平成26年 5月から 平成28年 4月までの 10年 月間	
超住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等にかした費用の額		円	
<p>(概要) 借換時の諸費用等住宅借入金等特別控除の対象外となる金額を除いた年末残高 円 (当初金額 円) 償還期間 年 月含む 連帯債務 芳金 次郎</p>			

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、平成 年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。
 平成 年 月 日(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地
 名称 〇〇労働金庫 〇〇支店 (印)
 (事業免許番号等)
 899 9912345678 1234567

この証明書は、家屋の新築、購入又は増改築等をして、平成11年1月1日以後にその家屋に同居し又は増改築等をした部分を居住の用に供した人で、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けることのできる人が、その控除を受ける場合に、税務署又は給与の支払者に提出するためのものです。

<参考> 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

平成11年1月1日から平成18年12月31日まで、又は平成21年1月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

書類4、6：工事請負契約書、売買契約書（写し）

入手先：ハウスメーカー、工務店、不動産会社

<p>取印欄</p> <h2>建設工事請負契約書</h2>		
注文者	ジェイアイ太郎	と
請負者	〇×工務店	とは
この契約書に従い明細の通り工事請負契約を締結する		
1. 工事名	ジェイアイ様邸新築工事	
2. 工事場	東京都〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号	
3. 建築面積	床面積	延
4. 工期	着手 契約の日から	所在地
	工事許可の日から	
	平成 年 月 日	
	完成 着手の日から	日以内
	平成 年 月 日	
5. 引渡しの時期	完成の日から	日以内
6. 請負代金の額	金	
	(うち消費税)	
7. 支払方法	注文者は請負代金を次のように請負者に支払う	
	この契約成立のとき	
部分払い	第一回	
	第二回	
	完成引渡しするとき	
8. 注文者と請負者は互に協力して信義を守り誠実にこの契約を履行する。因面又は仕様書に明記されていないものについては双方協議して定める。但し特約なるものについては注文者の指示に従うものとする		
9. 請負者は工事に支障を及ぼす天候の不良その他請負者の怠慢にあらざる事由により工事期間内に工事を完成する事が出来ない場合は遅延なく注文者にその理由を申し立て、工事期間の延長を求める事が出来る		
10. 請負者は工事物件の引渡し迄は自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない		
11. この契約に定めていない事項については必要に応じて双方協議して定める。工事物件の引渡しの日から天災その他事故なき限り第5条の通りとし、請負代金の金額支払いと同時にする (特約事項)		
この契約の証として本書2通を作り当事者が記名捺印して各1通を保有する		
	平成 年 月 日	
住所	東京都〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号	
注文者	ジェイアイ太郎 (印)	
住所	東京都〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号	
請負者	〇×工務店 (印)	

出典 <https://www.jihoken.co.jp/ieho/pop/document/14.html>

書類 5、7：登記事項証明書（原本）

入手先：法務局（全国の法務局で直接、郵送、オンライン）

表題部（主である建物の表示）		調製	不動産番号
所在附番号 [甲二区]		[甲二区]	1844001109084
所在 特別区北部町三丁目 150番地2		[甲二区]	
第1種番号 150番2		[甲二区]	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付（登記の日付）
区分	木造かわらぶき2階建	1階 85.00 2階 85.00	平成23年7月25日新築 〔平成23年7月25日〕
所有者 特別区北部町三丁目3番3号 登記太郎			

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成23年7月26日 第25757号	所有者 特別区北部町三丁目3番3号 登記太郎

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成23年7月26日 第25757号	原因 平成23年7月26日金融消費貸付四日 設定 債権額 金500万円 利息 年3% 割当金 千4 債務者 特別区北部町三丁目3番3号 登記太郎 抵当権者 特別区西部町一丁目1番1号 株式会社法務銀行 (取扱店 霞が関支店) 共同担保 登録簿第5680号

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

平成23年7月26日
名古屋法務局名東出張所 登記官 法務一 郎

みほん 電子公印

* 下部のあたりに印は複数存在できることを示す。 整理番号 D27801 (1/1) 1/1

出典 https://theredocs.com/pm/knowledge/copy_of_register

書類 8 : 補助金支払通知書

入手先 : 地方公共団体など支払元



書類9：贈与税申告書（写し）

入手先：税務署にて申告（控えのコピーを提出）

令和 0 年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) FD4728

提出用

住所	(電話 - -)	整理番号	名簿
フリガナ		補完	事項
氏名		申告書提出年月日	短期処理
個人番号又は法人番号		災害等延長年月日	訂正
生年月日	職業	出国年月日	修正枚数
		死亡年月日	作成区分

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分		ii 一般贈与財産分	
住所	取得した財産の種類	住所	取得した財産の種類
フリガナ	種類	フリガナ	種類
氏名	価額	氏名	価額
生年月日	円	生年月日	円
住所		住所	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	
生年月日		生年月日	

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額(右の事項に該当する場合には、 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (最高2,000万円) ③

I 暦年課税分		II 合計欄	
暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②)-(③)	④	暦年課税分(③の控除後の課税価格)	⑬
基礎控除額	⑤	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑬+⑭)	⑭
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	農地等納税額予税額	⑮
⑥に対する税額	⑦	株式等納税額予税額	⑯
外国税額の控除額	⑧	特例株式等納税額予税額	⑰
医療法人持分税額控除額	⑨	医療法人持分納税額予税額	⑱
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	事業用資産納税額予税額	⑲
総経精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者2人の第二表10の金額の合計額)	⑪	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳
総経精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者2人の第二表10の金額の合計額)	⑫	この申告書が修正申告書である場合	㉑
		申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有
 通届日付印
 確認者

(資5-10-1-1-A4統-)(令3.3)

第一表 (令和2年分以降用)

(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

①欄の税額の計算方法等については、申告書第一表背面の裏面を正確に確認ください。

相続時精算課税分

書類18：長期優良住宅建築等の認定通知書（写し）

入手先：市町村役所

写し

第二号様式（第六条関係）（日本工業規格A列4番）

認定通知書

認定番号 郡山市指令第
認定年月日 平成26年7月14日
（※）確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様

所管行政庁 郡山市長 品川 萬里



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第六条第一項の規定に基づき認定しましたので、同法第七条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日 平成26年7月14日
2. 申請者の住所 福島県郡山市
3. 認定に係る住宅の位置 福島県郡山市
4. 認定に係る住宅の構造 木造

（※）は法第六条第四項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済書の交付を受けた場合に記入されます。

15

出典 https://iiee-oohara.com/blog/b_housebuilding/sekkei-2_20140718.html

書類20：住宅用家屋証明書（原本又は写し）

入手先：市町村役所

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令第41条

- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
- (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
(平成 年 月 日取得)
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
(平成 年 月 日取得)
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
(平成 年 月 日取得)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

建築主又は取得者 (申請者)の住所及び氏名	横浜市 吉田
家屋の所在地	

平成 年 月 日

第 号

横浜市長 ○ ○ ○ ○ 印

書類21：低炭素建築物新築等計画の認定通知書（写し）

入手先：市町村役所

写し

様式第六（第四十三条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号	郡山市指令指第20-4号
認定年月日	平成27年11月19日
(※) 確認番号	第 年 号
確認年月日	年 月 日
建築主事の氏名	

様

所管行政庁 郡山市長 品川 萬里



郡市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、別法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日 平成27年11月11日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置 福島県郡山市田村町

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済書の交付を受けた場合に記入されます。

75

出典 https://iiee-oohara.com/blog/b_housebuilding/teitansojyutaku.html

書類23：住宅性能評価書（写し）

入手先：登録住宅性能評価機関



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)
_____ 様
(申請者の氏名又は名称)

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 平成26年2月25日国土交通省告示第151号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

- | | | |
|-----------|----------|-------|
| 1. 建築主 | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 2. 設計者 | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 3. 工事施工者 | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 4. 工事監理者 | (氏名又は名称) | (連絡先) |
| 5. 住宅の名称 | | |
| 6. 住宅の所在地 | | |

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

出典 https://faq.sonysonpo.co.jp/faq_detail.html?id=4065